

地域政策及び議会改革調査特別委員会 行政視察報告書

視察都市	滋賀県大津市（人口 342,154 人；平成 29 年 4 月 1 日現在）
視察日時	平成 30 年 1 月 25 日（木） 午後 13 時 30 分 ～ 午後 15 時 00 分
視察項目	・大津市議会ミッションロードマップについて

◎研修概要

研修項目 ・大津市議会の議会改革 ミッションロードマップについて

次第

- ・大津市議会 八田副議長よりご挨拶
- ・桐生市議会 小滝委員長よりお礼の挨拶
- ・大津市議会 議会局職員より説明

（１）説明要旨

まず、大津市の議会改革について説明がありました。

大津市の議会改革は平成 23 年度から加速度的に進行し、それに伴い議会局職員も 23 年度 12 人から増員され続け、現在 16 人である。議会局職員については 30 人まで増員可能と説明がありました。

議会改革の取り組みに際しては、議会と議会局との相互信頼に基づく人間関係が大切であり、そして何より必要なスキルをもった職員の充実が議会を支えていると自負を込めた説明がありました。

その結果、早稲田大学マニフェスト研究所議会改革調査部会の議会改革の取り組みを表彰するマニフェスト大賞で、平成 25 年 11 月「議会グランプリ」を受賞、平成 26 年 11 月「審査員特別賞」を受賞、平成 27 年「優秀成果賞」を受賞する評価を得てきました。

「議会ミッションロードマップ」の策定は、議会基本条例を具現化するため、議会版実行計画として実施されました。これは、議員任期 4 年間における議会改革・政策提案の実行目標やその工程を任期当初に設定し、全議員が議会活動のビジョンを共有して議会力を高めるとともに、議会活動に対する市民への説明責任を果たし、市議会の「見える化」の推進を図るものです。全議員は言葉通り、会派や政党を超え同じテーブルで政策検討の議論をへてロードマップを策定し、オール大津市議会として具現化を目指すとの説明がありました。

(2) 主な質疑応答

・(仮称)土地利用基本条例の制定について(福島委員)

― 条例がなかった、執行部を交えて作成中である

・大学との連携の中でいろいろなアドバイスを受けているのか。

― 議会局職員の中に法令局出身者がいるが、大学の専門家のアドバイスを受けている。

・「議会ロードマップ」市民の受け取り方、理解へどんな手段で投げかけたか。

(人見委員)

― 議会だよりで特集を組み、関心を持つ方が増えてきた。伝える仕組みを増やす努力。議員研修も議場で行い市民が気楽に傍聴できる仕組み、無記名、出入り自由である。

・会派で相容れないテーマについては。(渡辺委員)

― テーマの整理の中で議員個人、会派でできることは除く、議会として取り組むテーマを点数で評価し決定する。

・専門的知見の活用について。(飯島委員)

― 龍谷大学・立命館大学・同志社大学の3大学と「パートナーシップ協定」を結んでいる。考えの違う政党をコーディネートできるのは大学の教授。

・予算について

― 2時間3万円、大学の先生本人に直接お礼。

・議会改革度全国1位になった要因は。(北川委員)

― 議会局との連携なくして議会改革はできない、スキルある職員の充実。

・評価された事例について。

― 他に例のない事例に取り組んだ、新しいことにチャレンジした。

議会局職員は長いスパンで担当を任されている。

・議会局職員増員の要因は。(飯島委員)

― きちんと成果・実績を残している、外部評価も高い。

・傍聴人の名簿無記載で困ったことは。(田島委員)

― 満席になったときの対応(整理券の発行など)、傍聴者実数が把握できない。

・桐生市では学生や婦人会などの団体と「まちづくり討論会」を実施しているが、大津市で実施している事例は。(佐藤幸雄委員)

― 初めての議会報告会はかんばしくなかった、各種団体との意見交換会にシフト。協定大学の学生さんとの交流。小学校の「公民」の授業で模擬議会の仕組み作りに取り組んでいる

・議員の任期が切れたときロードマップは終了するのか。

― 議員の任期が切れたときロードマップは終了する。基本的には新たな議員

であたらしいテーマを策定する。

- ・タブレット利用について。(田島委員)

ー 使用していた有線が故障したことを契機にタブレット導入。一般質問の時タブレットからモニターへ資料を映像として表示など利用。

- ・議会図書館の充実について。(周東照二委員)

ー 龍谷大学との連携により議員が大学図書館を自由に使える、図書館司書の資格をもつ職員の補充により図書館の充実を図った。

以上、おおくの質疑があり丁寧に説明して頂きました。

(3) 参考となる点及び課題

- ・チーム大津市議会として全議員一丸となって、政策検討会議に望む。
- ・議会局議員と議員との一体感。
- ・必要なスキルを持った職員の補充。
- ・議会局職員は長いスパンで任されている。
- ・専門的知見を有する職能団体との連携。
- ・近隣大学とのパートナーシップ協定。
- ・議員在任中、4年間で計画から検証まで行うことにより市民への見える化。
- ・考えの違う政党をコーディネートできるのは大学の教授などの専門家。
- ・改革のための改革でなく市民のための政策実現の改革へ。

◎視察成果による当局への提言または要望等

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・事務局職員の増員及び長期継続勤務をお願いしたい。・タブレットの活用と議会図書館の充実をお願いしたい。 |
|--|

地域政策及び議会改革調査特別委員会 行政視察報告書

視察都市	三重県四日市市（人口 312,163 人）
視察日時	平成30年1月26日（金） 午前 9時00分 ～ 午前10時30分
視察項目	・四日市市議会改革について

◎視察概要

（1）説明要旨

（2）

挨拶：四日市市議会議長 豊田政典氏

説明：四日市市議会事務局、及び豊田政典氏

四日市市議会の議会改革の取組は大別し下記三つのカテゴリーに分類される。

1. 議会の活性化
2. 議会の透明化
3. 議会事務局の体制整備

議会の活性化の主な取り組みについて

- ① 市政活性化推進等議員懇談会（市活懇）を議長の諮問機関として設置し、市行政を取り巻く様々な課題について執行部を交えずに議員自主的に意見交換、情報交換を行い議員間の調整を行う場としても活用されている
- ② 正副議長選挙における立候補制度の導入においては、平成13年5月四日市市議会正副議長選出に関する内規を作成。平成21年4月には役員選考委員会設置要綱を策定。平成22年5月には所信表明に対する質疑を行うことを可とした。
- ③ 地方自治法第96条第2項の活用を検討し、総合計画の基本計画について議決事件とする条例を議員提案により策定した。また近年では四日市市みんなのスポーツ応援条例、四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴

収条例の一部改正、四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正など議員提案及び委員会提案により可決した。

- ④ 議会会期中を除き執行部に対して文書による質問を行うことができる。
- ⑤ 専門的知見の活用では四日市市議会基本条例第 15 条に基づき学識経験者の専門的な知識を有する人に議案や市の事務に関する調査を積極的に依頼しその調査結果を議論に反映させてきた。平成 25 年には東京大学大学院法学政治学研究科教授の金井利之氏に四日市市の補助金に関する調査業務委託などを行った。

議会の透明化の主な取り組みについて

- ① 四日市市市民自治基本条例策定の際、議会への市民参加の取組として市議会モニターを設置、推薦に加えて公募による募集を開始した。地区市民センターの館長に各 1～2 名程度の推薦を依頼、また四日市大学に 5 名程度の大学生のモニターを依頼、一般公募で 10 名程度を募集した。その結果毎年平均し全体で 50 名程度のモニター（内推薦 39～43、公募 2～8）に 1 年任期で議会運営等に関する意見をいただいている。
- ② シティーミーティングの開催を行い、議会が地域に出かけ市民へ議会活動について説明し市民の要望を把握する意見交換を実施、平成 22 年度からは手話通訳を配置した。
- ③ 傍聴手続の簡素化においては住所氏名の記入を廃止し傍聴券の交付に変更した。
- ④ 四日市市議会基本条例の三本柱の一つである「市民との情報共有」を進めるため定例月議会ごとに議会報告会の開催。第 1 部を議会報告とし第 2 部上記シティーミーティングとして 2 部構成で実施している
- ⑤ シティーミーティングにおいていただいた意見を各常任委員会で整理し議会運営委員会において議会として協議する意見と各常任委員会で協議する意見に分類し、課題に対する調査・研究を行いその結果を議会報告会で報告、ホームページでの掲載をし、市民意見のフィードバックを行っている。
- ⑥ タブレット端末・大型スクリーン・採決システムの導入によりペーパーレス化を推進、本会議における議員の質問資料や採決の結果を表示し傍聴者に分かりやすく伝えている。

議会事務局の体制整備

- ① 議会改革を進めるため議会事務局の機能強化、人員確保は欠かせない。平成 13 年度より議員提案案件の増加に伴い事務局体制の整備を行う。調査係を調査法制係へと組織変更（法制担当者 1 名配置）その後平成 17 年度には調査法制係を調査・情報収集・政策法務等を担当する「調査法制係」と広報広聴活動を担当する「広報広聴係」に再編、平成 25 年度には事務量の増大に対応する為、調査法制係を 1 名増員し現在では一般職員 16 人、臨時職員 2 人、計 18 人態勢で議会事務を行っている。

(2) 主な質疑応答

Q：議会モニターの活動家はどのようになっているか？また意見集約はどのように行っているか？

A：モニターの全員が集まる訳ではないが年に 2 回は必ず集まっただき議会の中身をしっかりとモニターしていただいている。定例月議会を初め委員会活動、又は広報広聴委員会との意見交換会に参加していただき意見集約、年度末には市議会モニターに関するアンケートを実施している。

Q：議会報告会やシティーミーティングをショッピングモールなどで開催しているとのことであるが集客層はどのように違うか？

A：オープンスペースでの開催は議会にあまり興味を持っていなかった市民の方も気軽に参加できることから議会報告会などに来たことがない市民の皆さに参加いただけた。また不特定多数のオープンスペースであることから建設的な意見を多くいただいた。

Q：四日市市議会では通年議会制を導入しているがそのメリットと 3 月の緊急議会はどのように行っているか？

A：メリットとして二代表制の長、市長と執行部に対し専決処分へのプレッシャーを与えることができることと、所管事務調査がいつでも開ける点がある。実務的な点では導入前と導入後では目立った変化はない。国会の動向を受け、3 月 31 日には予算の関係で毎年緊急議会を開催し、夕方から夜中にかけて審議を行っている。

Q：通年議会であることから休会中の議員行動の制限はどのようにでてくるか？

A：通年議会といえ休会中の議員への特別な制限はない。

Q：休会中に執行部に対し文書質問ができるとのことであるがその具体的な質問はどのようなものか？

A：議員によって内容はまちまちであるが一般質問相当の質問は数件程度である。どちらかといえば議会開催中一度、一般質問されたその後の対応などが多いようである。

Q：緊急時には文書質問は有効であると考えているが実際はどうか？

A：そういう使い方もちろんあるが質問に対する返答が公文書として残り、市民の皆様に対しいつでも提示できるので説明責任という観点からとても有効と考える。

Q：専門的知見の活用の成果は？

A：現在までに東京大学大学院教授や三重大学准教授に補助金に関する調査業務やスポーツ振興条例策定に係る調査業務委託などをお願いしてきた。そのおかげで県内の大学はもちろん教授達の紹介で様々な専門分野の先生たちをご紹介いただいた。非公式の場でのレクチャーなどもお願いできるような関係作りが実現できている。

Q：手話通訳はどの程度やっているか？また予算はどこでつけているか？

A：基本的には通常議会などで事前申し込みがあった場合に実施しているがシティーミーティングの時には張り付きで行っている。予算に関しては障害福祉課の予算で行っているが、手話通訳者の数が少なく人員確保が課題である。

Q：タブレット導入によりペーパーレス化が進んだと思うがその成果とICT検討チームではどのように検証しているのか？

A：議員各位に対し資料の配布などでは確実にペーパーレス化が進んでいるが同じ資料を傍聴に来ていただいた皆様に配布をしているので全体的な成果の検証はまだできていない。プロジェクトチームが立ち上がったばかりなので今後検証してゆく予定である。

Q：議会モニターで話し合われた内容は公開か、非公開か？

A：現在まで個々の集まりの中での内容の公開はしていない。モニターと議員との直接のやり取りの中での意見交換を重要視している。しかしながら公開を否定するものではない。

Q：シティーミーティングにおけるモニターの役割はどのようなものか？

A：モニターの方々にはシティーミーティングのお知らせを必ず送っている。実

際モニターの方を意見交換の場で見かけるしアンケートにもこたえていただいている。

Q：推薦モニターはどのような方々か？

A：実際の推薦された方は市民センター館長にお任せしているが、婦人会や民生委員などの方々が多いようである。

Q：シティーミーティングは常任委員会ごとに行われているようであるが、テーマは常任委員会で決めているのか？また事務局はどのようにかかわっているのか？参加者を増やしてゆくために全議員で行うのが効率的であると思うが見解は？

A：テーマは開催地域に合わせて委員会ごとに決めている。事務局は完全に公務として携わっていただいている。意見交換会は決まった人しかあまり来られないという全国的な課題があり、四日市市議会ではショッピングモールなどで開催し集客を図っているが全議員としての報告会は今後の検討課題である。

(3) 参考となる点及び課題

四日市市議会は早稲田大学マニフェスト研究所「議会改革度調査」ランキングでは常に上位を維持し、日経グローバル「議会改革度」ランキングにおいては全国813市区議会を対象に実施された調査で全国1位を獲得しています。

公表されている2016年度の「議会改革度調査」ランキングの個別得点で全国17位の桐生市と比較してみると下記のようになります。

	情報共有	住民参加	機能強化
四日市市	517	543	1,028
桐生市	439	481	734
ポイント差	78	62	294
ポイント比率	84%	88%	71%

各審査カテゴリーの評価内容の基準は詳しく分からないものの四日市市と桐生市を比べると桐生市の課題は機能強化であることが見えてくる。全体的な底上げは勿論のことであるが比較上昇型の問題定義としてはこの機能強化をどのように行ってゆくかという点にある。

◎視察成果による当局への提言または要望等

議会本来の権限・能力を発揮するための機能として下記条項があげられる。

1. 「議会基本条例」
2. 「議会倫理条例」
3. 「議員提案条例」
4. 「修正案の提出」
5. 「自治体計画の検証」
6. 「議会独自の調査分析機能」

1.2.3 に関しては現在、桐生市議会でも行っており今後の機能の為には4.5.6をどのように行っていくかということにあるが、特に6.を強化してゆくためには議員個人の努力だけでなく議会事務局の体制整備が必要不可欠である。四日市市では議会事務局の人事権にも意見を具申しており二元代表制を大いに活用しているものと思われる。桐生市としてはまず議会事務局の資質の向上と人員の増を要望するものである。

次に四日市市の特徴として見習う点として下記事項があげられる。

「通年議会」

メリットとして委員会所管の事項に関する研究調査を現行では閉会中の継続審査として特定の課題についてしか調査研究ができないが、年間を通して調査研究できる。

「議会モニター」

四日市市では市議会モニターを実施しているが平成16年度からの開始から徐々に数が減ってきている現状を考慮し、桐生市での議会モニターは22区を奇数偶数に2班に分け1年ごとのお願いをするのも一考ではないかと考えます。

「政策立案機能の強化」

四日市市では「議員政策研究会」を設置し議員同士が活発な意見交換を行っている。それぞれの所管が違くと発言の機会が少なく一般質問でも、議会として市民のためになることでしたら、全員で協議すべきことも多くあり党派、委員会を越えてじっくりと考える時間を全員で持つべきである。

「文書質問」

一般質問と同等程度の内容の質問ができる。文書質問に対し執行部はすみやかに文書で答弁しなければならない。また答弁は全議員に共有される。活用例として事後経過や市民などから寄せられた緊急性の高い事項に活用してい

るとのこと。ホームページなどを利用し広く市民に発信する必要もあるだろう。

「手話通訳の実施」

本会議での実績は少ないが議会報告会では必ず実施しているとのことで桐生市議会も関係団体のご協力をいただいで行うべきと考える。

また議会報告会などショッピングセンターの一角で開催をした実績があり普段とは違った市民の層と意見交換ができるメリットが感じられた。今後も桐生市において議会改革を進めていくにあたり、「できること・できないこと」「桐生市に向いているもの・向いていないもの」を取捨選択しながらさらに議会改革を推し進めていけるよう努力を積み重ねていくものである。